

# 『浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例』の制定について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が平成28年4月に施行されたことを踏まえ、浜田市でも、「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」を制定し、平成30年7月に施行されます。

## 目的

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に安心して生きることができる社会を実現することを目的としています。

この条例では、障がいのある人等に対し、**不当な差別的取扱いを禁止**しています！



不当な差別的取扱いには、**合理的配慮を怠ることも含んで**います。

## 障がいのある人とは？

身体障がいや知的障がい、発達障がいを含めた精神障がいのある人、その他の障がいのある人で、障がいや社会的障壁（社会のかべ）によって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いている人をいいます。

(※障害者手帳を持つ人だけに限りません)

# 不当な差別的取扱い

「不当な差別的取扱い」とは、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯を制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどをいいます。

正当な理由があると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

たと  
例えば…

車いすを利用していることを理由に、飲食店への入店を断る。



盲導犬を連れて、タクシーに乗ることを断る。



障がいがあることを理由に、施設の利用や学校への入学を断る。



障がいがあることを理由に、アパートの契約を断る。

# 合理的配慮

「合理的配慮」とは、障がいのある人が、社会の中にあるバリア（※社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要していることが認識できる場合において、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。

## 【※社会的障壁とは？】

- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ②制度（利用しにくい制度など）
- ③慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④観念（障がいのある人への偏見など）



例えば…

段差がある場合に、車いすを押すのを手伝う。



障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談・読み上げなど）で対応する。



障がいの特性や具体的な場面・状況に応じた合理的配慮を行いましょう！  
※合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。

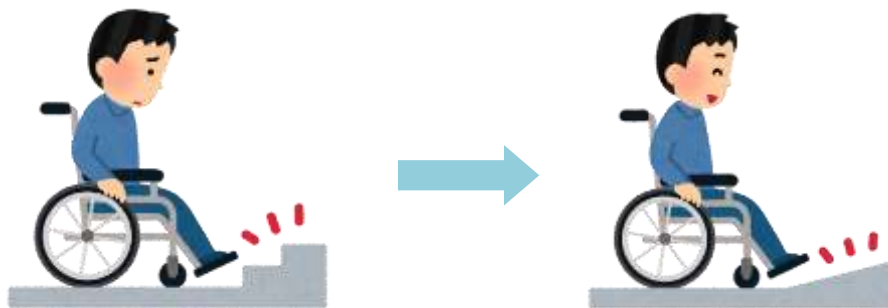
合理的配慮サーチ



合理的配慮サーチでは、障がいの種別や生活の場面から事例を探することができます。

# 環境の整備（努力義務）

合理的配慮を必要とする障がいのある人が多数見込まれる場合などは、合理的配慮の提供とは別に、負担が重すぎない範囲で、環境の整備を考慮することも必要です。



## Q

スロープやエレベーターが、店舗などに設置されていない場合には、合理的配慮の不提供となるのでしょうか？



## A

スロープやエレベーターの設置が望ましいですが、環境の整備となりますので、それらが設置されていなくとも合理的配慮の不提供には当たりません。もし整備されない場合は、みんなで支え合って、協力して対応していくよう努めましょう！



### 【問い合わせ先】

浜田市 健康福祉部 地域福祉課 障がい福祉係

〒697-8501 浜田市殿町1番地

TEL 0855-25-9322（直通） FAX 0855-22-9733